

# 秋田公立美術大学部局長等連絡会設置規程

平成25年4月1日  
規程第17号

## (趣旨)

第1条 この規程は、部局長等連絡会の設置、組織、所掌事項および運営について必要な事項を定めるものとする。

## (設置)

第2条 公立大学法人秋田公立美術大学（以下「法人」という。）と秋田公立美術大学（以下「大学」という。）の連絡および大学内組織の連絡を円滑に行うことの目的として、大学に部局長等連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

## (所掌事項)

第3条 連絡会の所掌事項は、概ね次に掲げる事項とする。

- (1) 法人が定めた指針の大学関係組織への周知
- (2) 大学の各組織の所掌にまたがる事項に係る連絡
- (3) その他学長が必要と認めた事項

## (組織)

第4条 連絡会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 事務局長
- (3) 附属図書館長
- (4) 秋田公立美術大学学則（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第1号）第16条第1項の規定により設置される委員会の長
- (5) 事務局総務課長
- (6) 事務局学生課長
- (7) その他学長の指名する者

## (会議の議長および主宰)

第5条 連絡会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 前項の議長（以下「議長」という。）は、連絡会を主宰し、必要な時に招集する。

3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、議長があらかじめ指名する連絡会の構成員が、その職務を代理する。

（運営）

第6条 連絡会は、構成員から欠席の申出があったときは、代理の者を出席させることができる。

（関係者の出席）

第7条 連絡会は、必要に応じ、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（議事録等）

第8条 議長は、議事録が必要であると認める場合、会議開始前に構成員から議事録の作成者を指名し、この者に議事録を作成させるものとする。

2 前項の議事録は、議長が確認の上、署名する。

3 第1項に規定する議事録の作成以外の庶務は、事務局において処理する。

（雑則）

第9条 この規程に定めるもののほか、連絡会の運営等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月28日規程第17号）

この規程は、平成26年5月28日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規程第6号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。